別表第一（第八条第一項第九号関係）

<table>
<tr><th>許可区分</th><th>規格</th><th>表示事項</th></tr>
<tr><td>乳児用調製粉乳</td><td>次に掲げる全ての規格を満たすものであること。
一　乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）第三条の規定に基づく別表の二の㈤の⑸の規定に基づき、内閣総理大臣から承認を受けたものであること。
二　次の表の栄養成分及び熱量の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の100kcal当たりの栄養成分の量（熱量にあっては、100mL当たりの標準濃度の熱量）の欄に掲げる基準値を満たしているものであること。
三　100kcal当たりのリンに対するカルシウムの量の比が１以上２以下であること。
四　100kcal当たりのα－リノレン酸に対するリノール酸の量の比が５以上15以下であること。
<table><tr><th>栄養成分及び熱量</th><th>100kcal当たりの栄養成分の量（熱量にあっては、100mL当たりの標準濃度の熱量）</th></tr><tr><td>たんぱく質（注⑴）</td><td>1.8ｇ以上3.0ｇ以下</td></tr><tr><td>脂質</td><td>4.4ｇ以上6.0ｇ以下</td></tr><tr><td>炭水化物</td><td>9.0ｇ以上14.0ｇ以下</td></tr><tr><td>ナイアシン（注⑵）</td><td>300μg以上1500μg以下</td></tr><tr><td>パントテン酸</td><td>400μg以上2000μg以下</td></tr><tr><td>ビオチン</td><td>1.5μg以上10μg以下</td></tr><tr><td>ビタミンＡ（注⑶）</td><td>60μg以上180μg以下</td></tr><tr><td>ビタミンB_1</td><td>60μg以上300μg以下</td></tr><tr><td>ビタミンB_2</td><td>80μg以上500μg以下</td></tr><tr><td>ビタミンB_6</td><td>35μg以上175μg以下</td></tr></table></td><td>一　「乳児用調製粉乳」の文字
二　当該食品は母乳の代替食品として使用できるものであるが、乳児にとっては母乳が最良である旨
三　医師、管理栄養士等に相談し、その指導に従って使用することが適当である旨
四　使用方法
五　乳児の個人差を考慮して使用する旨</td></tr>
</table>

［表を加える。］